秦野市中心市街地整備推進機構の指定に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)、中心市街地の活性化に関する法律施行令(平成10年政令第263号)及び中心市街地の活性化に関する法律施行規則(平成18年内閣府令第77号)に定めるもののほか、中心市街地整備推進機構(以下「推進機構」という。)の指定等について必要な事項を定める。(指定の基準)
- 第2条 法第62条に規定する業務(以下「業務」という。)を適切かつ確実 に行うことができると認められる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当 するものとする。
 - (1) 秦野市内に事業所を有すること。
 - (2) 定款において、まちづくりの推進を活動目的としていること。
 - (3) 同条に規定する業務の全部又は一部を適正かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経済的基礎を有すること。
 - (4) 関係する行政機関、中心市街地活性化に取り組む民間組織と十分な連携を図ることができると認められること。

(指定の申請等)

- 第3条 法第61条第1項の規定による申請は、中心市街地整備推進機構指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 法第62条に規定する業務に関する計画書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、法第61条第1項の規定に基づき推進機構として指定をしたとき

は中心市街地整備推進機構指定通知書(第2号様式)により、指定を拒否したときは中心市街地整備推進機構指定拒否通知書(第3号様式)により申請をした法人に通知するものとする。

(変更の届出)

- 第4条 同条第3項の規定による届出は、名称等変更届出書(第4号様式)に より行うものとする。
- 2 推進機構は、定款に定める業務の内容及び事業計画に定める法第62条に 規定する業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書 (第5号様式)によりその旨を市長に届け出るものとする。

(指定の取消し)

第5条 市長は、法第63条第3項の規定により指定を取り消したときは、中 心市街地整備推進機構指定取消通知書(第6号様式)によりその推進機構に 通知するものとする。

(指定の辞退)

- 第6条 推進機構は、指定の辞退をしようとするときは、その旨を6か月前までに文書により市長に協議するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による協議において指定の辞退が適切であると認めた ときは、指定の辞退について速やかに公示するものとする。

(事業の報告)

- 第7条 推進機構は、当年度の事業開始後速やかに事業計画書及び収支予算書 を市長に提出するものとする。
- 2 推進機構は、事業年度の終了後速やかにその事業年度の事業報告書、収支 決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(公告)

- 第8条 法第61条第2項及び第4項並びに法第63条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 推進機構の名称、住所及び事務所の所在地
 - (2) 前号の事項に変更がある場合は、その変更事項
 - (3) 指定若しくは指定の取消し又は第2号に規定する事項の変更の年月日
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (様式)
- 第9条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容 は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第9条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	中心市街地整備推進機構指定申請書	第3条
第2号様式	中心市街地整備推進機構指定通知書	第3条
第3号様式	中心市街地整備推進機構指定拒否通知書	第3条
第4号様式	名称等変更届出書	第4条
第5号様式	業務変更届出書	第4条
第6号様式	中心市街地整備推進機構指定取消通知書	第5条